

令和4年度 第12回江津市農業委員会総会

日時：令和5年3月20日(月) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター 2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

第5 議案 第3号 非農地証明について

第6 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

意見 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第7 その他

○出席農業委員（11名）

1番 佐々木英夫 2番 山田博 3番 山本秀彦 4番 藤井孝子

5番 柳原良雄 6番 和田幸子 7番 大村理之 8番 二本木俊二

9番 田代和秋 10番 深野政勝 11番 原田和徳

○出席推進委員（10名）

盆子原温、井上清澄、階本誠一、崎谷靖徳、野田英夫、

佐々木建也、湯浅憲昭、仲津和法、吉岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 係長 津島正彦

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 おはようございます。ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和4年度、第12回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしくお願いします。

会長 おはようございます。小学校等の卒業式があったようですが、年度末を迎えて皆さんお忙しい時期だろうと思います。そのような中で、全国的にコロナ感染者が減少し、江津市においても数日間感染者がゼロということが報道されて

おり、それに伴ってマスク対応が緩和されてきておりますが、今しばらくは状況に応じた行動を取る事が大切だと思っております。私ども農業委員会としても、江津市の取り組みに沿ってマスクを着用で対応ということにご協力をよろしくお願いいたします。それでは、ただ今より、令和4年度、第12回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、河村推進委員より欠席の報告がありました。出席委員につきましては過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解をいただきましたので、11番 原田委員、2番 山田委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第18条第6項

会 長 日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出の1について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出についてでございます。1及び2ですが、同じ場所なので一緒に説明をさせていただきます。農地の所在は桜江町市山●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、桜江町市山●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●●●、●●●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。賃借人が●●●●●●、●●●、●●●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。次に2番です。農地の所在は桜江町市山●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、桜江町市山●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●さん、●●●都●●●区●●●丁目●●●番●●●号です。賃借人は●●●●●●、●●●、●●●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。解約の届出が令和5年2月17日、解約成立日も引き渡しも同一でございます。状況としましては、●●●の河川改修による県の事業にともなう解約でございまして、中間管理機事業で土地の契約を交わしていきまして、地権者が●●●さん、それから中間管理するのが●●●●●●、耕作者が●●●●●●の三者で契約になっています。以上です。

会 長 ただ今、事務局より報告1と2がありました。この件についてご質問は

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問が無いようであります。報告のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定による届出については、ご了承願います。

農地法 第 3 条

《 二宮町神村 》

会 長 次に日程第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございます。農地の所在は二宮町神村●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地●●●です。状況としましては、譲渡人は自己所有の農地から離れた場所に申請地があるため、譲受人に所有権移転をするということでございます。対価は無償です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10 番委員 それでは説明をいたします。位置図は 1 ページをご覧ください。左上の方から右下に向かって県道皆井田江津線が通っております。左側が●●●方向で、右側が●●●方向です。申請地の西寄りに●●●と書いてありますが、これと反対に右側上の方に道路がありますが、これを少し進むと、●●●というバス停がありまして、それから●●●の方面へ行く道路につながります。該当農地は二宮町神村の県道皆井田江津線と表記のある道路の●●●辺りになります。●●●に接近した農地で、農地そのものに問題はありません。状況を見て特に問題は無いと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に

については、可決されました。

農地法 第5条

《 松川町太田 》

会 長 次に日程第4、議案第2号、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の二本木委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出でございます。通常の5条申請ですと、転用許可申請なのですが、第1項第6号というのは一時転用にあたり許可申請ではなく、届出を行うことになっています。それでは1番です。農地の所在は松川町太田●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡の内●●●㎡、松川町太田●●●番、地目は田、面積が●●●㎡の内●●●㎡、松川町太田●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡の内●●●㎡です。譲渡人は●●●番の方が、●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。●●●番と●●●番の方は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●●●●●●●、●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的は工事用道路でございます。状況としましては、公共工事で、遺跡調査の為に発掘するということでの工事と、堤防の設置の係る迂回路設置工事の為に、農地を一時転用するということでございます。対価は3筆全部で年額●●●円です。転用期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日となっております。以上です。

会 長 それでは、二本木委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8番委員 はい、それでは位置図の2ページをご覧ください。下の方に261号線がございます。左の方は9号線からつながる方向で右側は桜江町方面になります。9号線から約●●●km進んだ辺りに松川町太田地区がございますが、交差点を●●●した所で奥まったところに迂回路の道路を設置するということでございます。先週の金曜日に●●●の方と現地で色々とお話を伺いました。事務局が言われたとおり、遺跡調査と工事が完成するまでには約5年かかるだろうということであり、入り口の所は通行止めになるそうで、集落の奥には迂回路を使用して出入りをしていただくという流れになっているようでございます。この奥に、●●●●さんがありますが、ユニック車の出入りが困難ということ

で、●●●によると追加で回転場用地の一時転用を追加で提出したいというような話もしておられました。現状につきましては、防草シートを設置して管理をされているということで、5年経過後は耕作をするために畑にして返すという流れになっているそうです。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の1については、可決されました。

《 桜江町市山 》

会 長 　次に議案第2号、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　2番ですが3番が隣接していますので、一緒に説明いたします。それでは2番です。農地の所在は桜江町市山●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡の内●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●●●、●●●●●●、●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。次に3番です。農地の所在は桜江町市山●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡の内●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●●●、●●●●●●、●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的は工事用道路です。これも一時転用で、隣接の農地にハウス等を設置するための工事用道路ということでございます。対価は●●●円、転用期間は令和5年2月11日から令和5年12月31日となっております。転用開始日が過ぎておりますが、ハウス等の建設に関わる事業によって、やむを得ず実施したということで謝罪がございました。以上です。

会 長 　それでは、田代委員から2と3を一緒に報告をお願いいたします。

9番委員 　それでは位置図の4ページをご覧ください。右上の方向は●●●方面です。

下の方向は●●●方面になります。丁度、桜江町市山の中心地に当たります。この事業ですけれども、八戸川の河川改修工事に伴う農地の移転ということで、この斜線部分から周囲に●●●●●●のハウスを建てるという事になったのですが、農地と道路に段差がありまして、農地の整地をする耕土搬入のために進入路を嵩上げて取り付けるということです。この工事が終了次第、また元の畑に戻すということでした。ご審議の程よろしく願います。以上です。

会 長 　ただ今、農地転用届出の 2 と 3 について説明と調査結果の報告をいただきました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の 2 及び 3 については、可決されました。

非農地証明

《 渡津町 》

会 長 　日程第 5、議案第 3 号「非農地証明の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私並びに野村推進委員から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　議案第 3 号、非農地証明交付申請でございます。農地の所在は渡津町●●●番、地目は登記簿が畑で現況が山林、面積が●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●●市●●●丁目●●●番●●●号です。申請事由としましては、昭和 57 年に相続した土地であり、周囲の土地が山林状態となっていたということで、耕作することが困難な状況だったということです。現状に合わせて登記を行いたいということでの申請でございます。以上です。

会 長 　それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図は 5 ページ、それから写真の非農地証明①をご覧ください。位置図の 5 ページを見ていただきますと、国道 261 号線、江津バイパスの渡津交差点から●●●km くらい●●●方面に進んだ位置で、261 号線から●●●の方角、山の頂上近くにあると思われませんが、山の高さが 150m 前後ありそうな山です。記述にありますように、

昭和 57 年に相続をされているのですが、たぶんそれ以前からこういう山林状態になっていると思われます。添付写真がありますが、これは山の登り口です。ここまで行きましたが、獣道でもとても入れるような状況ではありませんでした。申請の事由にも書かれていますように、現地に向かう道も分からない状態であるということから、野村推進委員と事務局、それから担当されている神移行政書士さんに状況について確認をした結果、耕作のため現地に行くのは不可能と結論付けました。また、PC マップにより航空写真で上から見ようかと思いましたが、とても分かるような状況ではありませんでした。以前、この近くに●●●●の採石場がある山の上の頂上の方にある農地で、渡津町と松川町にまたがった農地の約 30 筆が平成 29 年から令和元年にかけて、非農地証明申請が提出された時がありました。今回は●●●●の場所とは谷を挟んでいている区域ですが、当時の調査では家屋が建っている平坦な場所はほとんどが農地で、桑の生産をされていたと。その他の畑については、山の上の方にあったという事ようです。このことから、以前は耕作していたものの現状は長年経過していることもあり、森林あるいは雑木等が繁茂していると推測します。こういったことから、島根県における非農地証明発行基準にある耕作不敵地、あるいは耕作不便等、やむを得ない事情による長期間耕作放棄地なため自然かい廃し、雑木等が繁茂し農地への復旧が困難な土地であり、非農地証明に該当すると見られるため、非農地証明を交付することに問題が無いと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 続いて、野村推進委員から報告をお願いいたします。

野村推進委員 今、佐々木委員の方から詳しくご説明をしていただきました。現地に行きましたが、写真が少し古いようで、少し状況が違っていたように思います。登り口と書いてある所が入れそうな感じで見えますが、もう山肌が崩れていてとても中に入る状況ではないと思われました。近くの作業されていた方に話をさせていただきましたが、自分もあの辺で畑を作っていることは知らなかったと言われました。それと、申請された所有者の●●●さんは、こちらに家はありましたが、現在は松江に住んでおられると。現地は確認出来ませんでした。周りの状況から農地としての復旧は非常に難しいと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告をいたしました。この件について、ご質問はございませんか。

10番委員 はい。

会長 はい、どうぞ。

10番委員 この件について、賛成とか反対とかの意見では無いのですが、最近はドローンという時代になっておりますので、確認のため、ドローンで撮影することを検討されてはどうかと思っております。

会長 はい、ありがとうございます。ドローンについては以前、平成29年から令和元年にかけて調査かかった時にもドローンはどうかという提案をした経緯がありました。こういう事例が多くなってくると思うので、事務局には、改めて検討していただきたいと思います。他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 質問が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の1については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会長 次に日程第6、意見第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認（一括方式）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、意見第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認についてでございます。一括方式でございます。1ページ目には集計表がございます。詳細は2ページからになりますが、まず3ページ目の4番と5番ですが、契約が遅延しておりまして、今回、意見に対する案件取り下げという事になりました。おそらく来月以降に改めて提出されると思います。したがって、1ページの集計表で借用期間10年間の2筆が取り下げということで、訂正させていただきます。それでは2ページをご覧ください。番号は1番、農地の所在は桜江町川越●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●●市●●●町●●●番地です。貸借期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間です。中間管理事業で賃貸借、賃借料は10aあたり●●●円です。次に2番、農地の所在は波積町

北●●●番、地目は田、面積が●●●㎡、波積町北●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●●市●●●町●●●番地です。中間管理事業での賃貸借でございます。貸借期間は令和5年4月1日から令和15年3月31日の10年間です。賃借料は10aあたり●●●円です。次に3番、農地の所在は波積町北●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●●市●●●町●●●番地です。中間管理事業での賃貸借でございます。貸借期間は令和5年4月1日から令和15年3月31日の10年間です。賃借料は10aあたり●●●円です。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、ご質問等はありませんか。

吉岐推進委員 　はい。

会 長 　はい、どうぞ。

吉岐推進委員 　2番と3番の●●●●●●の経営規模ですが、95.2となっておりますが、これは間違いだと思います。また、訂正しておいて下さい。ハッキリいくらとは言えないですけど、面積のデータは私から農林水産課へ持って行っていますので。これだけの面積がありますよと。確認をして訂正願います。

事務局 　はい。それでは、農林水産課に確認をして訂正をお願いしますので、ご承知いただきたいと思います。

会 長 　はい。確認をお願いいたします。他に質問がございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認（一括方式）について」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 　次に、意見第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計

画の承認（利用権貸借）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局　それでは、意見第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について、利用権貸借でございます。先ほどと同じように1ページ目には、集計表がございます。2ページをご覧ください。番号は1番、農地の所在は松川町上津井●●●番、地目は田、面積が●●●㎡、松川町上津井●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●●市松●●●町●●●番地です。利用期間は4年9ヶ月で、使用貸借でございます。次に2番です、農地の所在は波積町本郷●●●番、地目は田、面積が●●●㎡、波積町本郷●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●県●●●市●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。使用貸借で期間は5年間です。次に3番です、農地の所在は金田町●●●番、地目は田、面積が●●●㎡、金田町●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●市●●●区●●●-●●●-●●●●●●号です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。使用貸借で期間は3年間です。次に4番です、農地の所在は桜江町大貫●●●番、地目は田、面積が●●●㎡、桜江町大貫●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。使用貸借で期間は5年間です。次に5番です、農地の所在は桜江町大貫●●●番、地目は田、面積が●●●㎡、桜江町大貫●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●●●さん、●●●市●●●-●●●です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。使用貸借で期間は5年間です。次に6番です、農地の所在は二宮町神主●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。賃貸借で1年間、賃借料は10a当り●●●円です。次に7番です、農地の所在は桜江町江尾●●●番、地目は田、面積が●●●㎡、桜江町江尾●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定す

る者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。使用貸借で期間は3年間です。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認（利用権貸借）について」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 　次に日程第7、その他について事務局から総会に諮るべき案件がございますか。

事務局 　お手元にお配りした令和5年度最適化活動の設定等という資料をご覧ください。これは例年ですと5月に前年度目標の達成結果資料と共に、その年度の最適化の目標を設定することとになっておりましたが、今年度からは年度末に翌年度の計画を設定することとなりましたので、ご確認いただきたいと思います。1番ですが、現状の体制は任期が今年の7月19日までとなっておりますので、それからまた次の任期に入るという報告になっていきます。それから2番ですが、経営体数、農業者数は、農業センサスによるもので、これは昨年度と変わりありません。経営体種別数は、農林水産課に問い合わせ記載しております。次ページですが、最適化の目標としまして農地の集積ですが、実績とは、昨年5月に今年度目標として掲げた面積に近づけるために集積し、その結果数値を記載しています。それから、2番の②の目標なのですが、昨年度までの目標に近づけるために、未達成面積を、そのまま加味しています。したがって、今年達成した面積を昨年の目標から引いた差が、次年度の目標面積となっております。また、遊休農地の解消ですが、これは皆様にご協力いただいて、1号遊休農地を確定したのですが、簡易な作業で農地に戻るもの、基盤整備で農

地に戻るものの合計が 173ha となりました。その内訳は、緑区分が 124ha。黄区分が 49ha となっています。その②ですけれども解消目標として 124ha の荒廃地を 5 年間ですべて解消という目標ということでの 5 分の 1 の 25ha をあげています。黄色区分ですが、49ha は今後、基盤整備をすればと再農地化ということなので、そのままの数値を目標として計上しています。次ページをご覧ください。新規参入ですが、2 年 3 年の所は新規参入は実績数値のとおりです。また、4 年度で新規参入の経営体があったので、記入しております。面積は、さほど大きくなかったので、集積目標はそのままの数値としています。次に 2 番の最適化活動の目標ですが、昨年度は国から目標設定の目安として示された月 10 日間としましたが、目標設定数が緩和されたということあって、月 5 日間とすることで、取り組みやすく、達成しやすいような目標としております。ちなみに、今年度は、12 月末までのところで確認をしましたが、皆さんの平均活動日数が月 3～4 日でした。したがって達成出来易いような目標としましたので、目標達成していただければと思います。その他、強化月間等は例年通りとしておりますので、ご確認ください。この活動目標は、県・農業会議に報告するとともにホームページで公表することになっておりますので、ご了承いただければと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 今、事務局からありましたように、活動の目標設定について説明がありましたが、よろしいでしょうか。従来は活動 10 日だったのが 5 日になりました。よろしいでしょうか。他にございますか。

事務局 事務局からはございません。

会 長 その他、皆さんの方から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 それでは、その他、事務連絡等は総会終了後に行います。以上で本日の日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 12 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は 4 月 21 日の金曜日、江津市総合市民センターで開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

[閉会 午前 10 時 30 分]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いがないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員